

札幌市市民まちづくり活動促進テーブル
令和 7 年度第 2 回本部委員会

会 議 錄

日 時：2025年8月19日（火）午前10時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開　会

○事務局（西山市民自治推進課長）　本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和7年度市民まちづくり活動促進テーブル第2回本部委員会を開催いたします。

本日は、吉岡副委員長、下山委員、池田委員、上田委員の4名から事前に欠席のご連絡をいただいていることをご報告申し上げます。

委員会の開催に当たりまして、事務局から連絡事項です。

本日、この委員会は公開で行われているため、後ろの席には市民の方やマスコミの方がいらっしゃることもあります。

加えまして、この会議の内容につきましては、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになります。そのため、各席には録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、ご発言をされる際にはマイクを使うようお願いいたします。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

1枚目が次第、2枚目が座席表、さぽーとほっと基金助成制度の見直しについてというA3判の資料が2枚、参考として令和7年度後期分野指定助成事業募集要項の冊子になります。

お手元にない資料はございませんか。

続きまして、本日の流れについてご説明いたします。

本日の議題は、さぽーとほっと基金の助成対象経費に関する見直しについてです。

それでは、早速ですが、本日の議題に入っていきたいと思います。

倉知委員長、進行をよろしくお願ひいたします。

2. 議　事

○倉知委員長　それでは、さぽーとほっと基金の助成対象経費に関する見直しについてです。
事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長）　私から、さぽーとほっと基金の助成制度の見直しについてご説明いたします。

A3判の資料1－1をご覧ください。

1の助成対象経費の現状の（1）の背景についてです。

近年、社会情勢の変化により地域課題が複雑化しております、子育て、高齢者の見守り、防災などの課題の解決に取り組む市民まちづくり活動団体の活動も多様化し、そのニーズも変化しています。こうした状況の中、市民まちづくり活動のさらなる促進のためには、助成対象経費の見直しを通じてより多くの活動団体に助成を行うことで寄附金の有効活用を図ることが求められております。

さぽーとほっと基金の助成に当たっては審査委員の皆様の意見を踏まえて決定をしておりますが、これまでの審査部会等において、助成対象経費について、公的助成金としての公平性、透明性を確保するための基準の必要性が指摘されております。一方で、活動団体からは組織基盤の強化に資する助成対象経費の拡大についての要望を受けております。

また、審査委員と活動団体の双方から助成対象経費の判断が難しいとの声も上がっており、今後の審査業務の負担増加や活動団体における事業計画の策定、申請意欲の低下などの影響が懸念されております。

こうした背景を踏まえ、制度の目的である市民まちづくり活動の促進をより効果的に実現するため、助成対象経費の見直しが必要であると考えております。

次に、助成対象となる事業についてです。

（2）の助成対象経費についてをご覧ください。

さぽーとほっと基金の助成対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとされています。

①は営利を目的としない公益的な事業であること、②は札幌市内における地域社会の発展に資すると認められる事業であること、③は札幌市民を対象とした事業であること、④は親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと、⑤は当該事業が当該年度内において札幌

市の他の助成等を受けている、もしくは、受けることが決定している事業でないこと、⑥は既に終了した事業でないことです。

これらの要件をなぜ定めているかと申しますと、その背景には、札幌市が推進する市民まちづくり活動の考え方方がございます。市民まちづくり活動とは、市民が営利を目的とせず、市内において自発的に行う広域的な活動を指すとしております。札幌市では、こうした活動を支えるために、市民まちづくり活動促進条例に基づき、活動資金の助成、その他の必要な財政的支援を行うことを定めております。

さぽーとほっと基金は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成を図るとともに、市民まちづくり活動団体への財政的支援に活用することを目的として、市民や企業からの寄附を原資として市民まちづくり活動を行う団体が行う事業に助成金を交付しているものです。つまり、これらの助成対象事業の要件は、札幌市が目指す市民まちづくり活動の理念との目的を具体化したものと言えます。

続きまして、（3）の助成対象経費についてです。

助成対象経費は、事業に関する経費であり、以下のような区分で整理をしております。

備品費・消耗品費には、事業に係る物件費や材料費、チラシやポスターなどの印刷費、一部事業に関する食材費などが含まれます。続いて、旅費は、航空運賃や鉄道運賃などの交通費や宿泊費が対象です。使用料・賃借料は、附帯する設備の使用料を含む会場使用料や会場設営費、車両等の賃借料、報償費には、講師や指導者、ボランティアへの謝礼や記念品などの奨励的経費、役務費には、切手代などの通信費や運搬費、広告料、手数料、委託費保険料が含まれます。

人件費は、テーマ指定助成のみが対象となっておりまして、活動団体で雇用しているスタッフへ支払う給与が対象となります。ただし、こちらは助成事業に従事したことが証明できる期間に限っております。一方で、欄外になりますが、団体の維持、運営に伴う経常経費などは助成対象となりません。

続きまして、右上の（4）の助成対象経費に関する主な意見をご覧ください。

助成対象経費に関して寄せられている主なご意見についてです。

まず、審査委員からは、寄附金を原資とする公的な助成金であることを踏まえ、公平性と透明性を確保するために助成金の使途について説明責任を果たすことが大切であるとの意見が寄せられております。また、助成はまちづくり活動の事業に対して行うものであり、事業に直接関係しない活動団体の維持、運営に伴う経常経費については事業に関する経費と明確に切り分けられない限りは助成の対象外とすべきであるという指摘がございます。さらに、審査の際には、汎用性の高い備品などについて、助成対象経費としての判断が難しい場合があるとの声もあります。

一方で、活動団体からは、安定した組織基盤が事業の持続に不可欠であることから、家賃や人件費など、事業の実施に必要と認められる経費については助成対象経費として認めてほしいという要望が寄せられております。さらに、助成申請や事業の実施報告に関しまして、助成対象経費の分かりにくさが活動団体の負担感の要因となっているとの意見もあります。これらの声は、新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケート結果にも表れておりました。

続きまして、助成対象経費の見直しに当たっての考え方についてです。

2の助成対象経費の見直しに当たっての（1）の見直しのポイントをご覧ください。

まず、見直しに当たりまして、次の二つの視点のバランスを取ることが重要となると考えております。

一つ目は、活動団体のニーズの変化を踏まえた効果的な助成を行っていく視点です。地域課題が複雑化する中で活動団体の取組も多様化しており、そのニーズの変化を踏まえて効果的な助成を行い、市民まちづくり活動の促進を図るという視点です。

二つ目は、助成金の公平性、透明性を確保する視点です。寄附金を原資とする公的な助成金である以上、使途の明確化と説明責任は制度の信頼性を支える重要な要素です。

いずれも制度運営に欠かせない視点であり、両者のバランスを取ることで制度の信頼性を保ちながら活動団体が地域の実情に応じて柔軟に事業を展開できる環境を整えることができる

考えています。

また、市民まちづくり活動は多岐にわたるため、助成対象経費となるかどうか、審査により個別に判断をする必要がございます。しかし、審査の負担軽減や申請のしやすさを考慮すると、できる限り統一的に判断できるような考え方の整理が求められると考えております。

次に、助成対象経費の見直しに向けた今後のスケジュールについてです。

今回の見直しでは、助成対象経費の考え方を整理するため、経費の区分ごとに検討を進めていく予定です。

これは、助成対象経費に関し、審査委員と活動団体の双方から多様な意見が寄せられていることを踏まえまして、それぞれの視点を丁寧に整理しながら議論を進めるためです。経費の種類ごとに課題や判断のポイントが異なるため、項目を分けて検討することでより実態に即した制度設計が可能になると考えています。

具体的には、本日の第2回会議では備品費・消耗品費、旅費、使用料・賃借料について検討していただき、次回の第3回会議では報償費、役務費、人件費について検討を行う予定です。

ここからは、参考資料として掲載しておりますNPO法人の会計についてです。

本日の議題の本題ではございませんが、助成対象経費を考える際に活動団体側の会計処理の考え方を理解しておくことは背景理解として参考になる部分があるかと思いますので、ご紹介いたします。

NPO法人の会計では活動計算書という書類が用いられています。これは、営利企業における損益計算書に相当するもので、特定の事業年度、通常は1年度において発生した収益や費用を記録するものです。

活動計算書は、主に経常収益と経常費用、経常外収益、経常外費用の四つの区分で構成されております。

経常収益及び経常費用は、NPO法人が本来の活動を継続して行っている場合に発生が見込まれる収益と費用、収入と支出を指すものです。このうち、経常費用は事業費と管理費に分けて計上されます。事業費は事業を行うために直接要した費用、管理費はNPO法人全体の管理運営に要した費用です。

また、経常外収益、経常外費用とは、本来の活動以外の活動を原因とする収益や費用、臨時・偶発的に発生したものを持します。例としましては、固定資産の売却損益や損害損益などが挙げられます。

費用の中には、明らかに個別の事業の経費と特定できる経費や管理部門の経費と特定できる経費だけではなく、事業と管理部門の両方に関係する経費も存在します。例えば、共通で使うことができる備品や管理部門の事務スタッフが事業にも関わっている場合などです。

こうした経費については、費用の性質や事業との関連性を踏まえた上で、事業費として計上される場合も管理費として計上される場合もあります。特に、規模の小さい団体であるほど、少ない構成員が何もかもを兼務している状態が多く、通信費や備品費なども共通で使用していることもあります。明確に、これは事業費、これは管理費と判断できない場合が多く、事業と管理部門の両方に関係する経費の割合が多くなると考えられます。

さばーとほっと基金の事業におきましても、事業だけではなく、団体の管理運営でも使用が可能ではないかと思われるような支出が見受けられます。こうした経費については、事業との関連性が明確であるかどうかを確認しながら、助成対象経費とするかどうかを判断していく必要があると考えております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

初めに、この表の構成について簡単にご説明いたします。

この表では、助成対象経費の見直しに当たりまして、経費の区分ごとに現状や関係者からのご意見、今後の助成の考え方と見直し案を整理しています。

区分の中には複数の見直し検討項目がございまして、それぞれについて個別に検討しています。例えば、備品費・消耗品費の区分の中には備品費と飲食費がありまして、それぞれに課題や意見があります。

一方で、今後の助成の考え方は、区分ごとに共通の方針を示すようにしています。これは、制度としての方向性を一定程度そろえながらも、団体の活動内容や事業の性質に応じて柔軟に

対応できるようにするためです。

表の一番右に記載している見直し案は、こうした区分ごとの今後の助成の考え方を踏まえて見直し検討項目について整理したものであり、制度の一貫性を保つつつ、団体が実際に取り組む事業の具体的な状況に応じた判断ができるように意識をしております。

委員の皆様には、この表を基に、制度の方向性と個別の論点についてご意見をいただければと思います。

ここからは、個別の検討項目についてです。

まず、備品費・消耗品費のうち、備品費をご覧ください。

具体例としましては、パソコンやタブレットなどの電子機器や楽器などがございます。現状の制度では、事業の内容により、一部の電子機器、例えば、プロジェクターやカメラなどについては助成対象としています。

なお、備品とは1万円以上の物品を指し、申請時には理由書の提出を求めていきます。また、5万円以上の備品については、理由書に加えて見積書の提出も必要となっています。

テーマ指定助成では助成対象事業費の20%を上限としていますが、団体指定や分野指定の助成については上限は設けておりません。

続いて、関係者などからの意見を紹介します。

活動団体からは、事業実施に当たり、新規に購入が必要、老朽化した備品の買換えを行いたいという声が寄せられております。一方で、審査委員からは、高額かつ汎用性の高い備品については助成対象とするべきではないのではないかという懸念が示されています。

今後の助成の考え方としては、事業の実施における必要性や数量、金額、使用頻度などを踏まえ、購入の妥当性について総合的に判断することとしたいと考えております。

一番右の具体的な見直し案についてです。

見直し案としましては、備品の購入については、申請書や理由書などから事業実施における必要性を総合的に判断することとしたいと考えています。特にパソコンやプロジェクターなどの汎用性の高いデジタル機器については、レンタルでの調達を原則としつつ、購入の妥当性について、購入が真に必要と認められる場合に限って助成対象とすることとしたいと考えております。

続いて、飲食費をご覧ください。

現在の制度では飲食費全般は助成対象外としています。ただし、飲食が事業の実施に不可欠と認められる一部の事業、例えば、食育や体験事業、子ども食堂や居場所支援事業などについてはこれらの食材費について助成対象としています。

関係者などからのご意見としまして、活動団体からは、熱中症対策として参加者に提供する飲料などを認めてほしい、参加者に対して参加賞として配布するお菓子を対象にしてほしい、講師への飲料提供を認めてほしいなどの要望が寄せられています。

こちらにつきましては、これまで、飲食費については私的な支出との線引きが難しいために原則として助成対象外とさせてきましたが、事業の実情に即した柔軟な対応が求められております。

今後の助成の考え方としましては、飲食費について、原則、助成対象外という基準は維持しつつ、これまで対象としてきた食育や子ども食堂などに関する事業に加え、社会通念上、事業実施に必要と認められる飲食費についても一定の条件の下で助成対象とする方向としたいと考えています。

見直し案としましては、以下の三つのケースについて助成対象としたいと考えております。

参加者の熱中症対策用の飲食代、定額のものに限って参加者に対する景品として渡すお菓子代、そして、講演等を行う際に講師等に提供する飲料水についてです。こちらは、いずれも事業の円滑な実施に効果的であり、助成対象とすることが適当であると考えております。

続きまして、旅費の区分のうち、交通費（高速道路料金）をご覧ください。

現在、交通費については、公共交通機関を利用して最も経済的かつ効率的な区間の実費相当額を原則としており、高速道路料金については個別に判断をしております。

こちらは事務局からの意見となりますが、高速道路料金について、事業に必要な経費であるのか、判断が難しいケースがございます。

今後の助成の考え方につきまして、旅費については、団体構成員や指導者が活動当日や下見の際に活動場所までの移動に要する費用であり、事業の実施に不可欠な場合に限って経済的かつ効率的な範囲で認めることとしたいと考えています。

具体的な見直し案としましては、イベント当日に高速道路を利用して移動することで前泊を伴わずに済むなど、経済的な優位性がある場合や当日の時間的な制約からやむを得ず利用する場合など、真に必要と認められるケースに限って助成対象とすることとしたいと考えております。一方で、会場の下見や打合せなど、事業の準備段階での移動については助成対象外とすることを考えております。

次に、旅費のうち、宿泊費をご覧ください。

現在、宿泊費については、素泊まり料金分のみを対象としており、宿泊に伴う飲食代は助成対象外としております。

こちらも事務局からの意見ですが、宿泊を必要とする事業の一部において、一般的な宿泊料より割高な宿泊施設を利用しているのではないかというケースが見られ、適切な経費として疑義がある場合が生じております。

そこで、今後の助成の考え方としましては、事業の実施に不可欠な場合のみ、経済的かつ効果的な範囲において認めることとする今後の旅費の考え方を踏まえまして、見直し案としましては、宿泊費に上限を設けることとしたいと考えております。

具体的には、1泊当たり原則1万3,000円としまして、これを超過する分については助成対象外経費とします。

この1万3,000円という金額は、札幌市における宿泊費の基準額を参考としております。札幌市では、出張先の都道府県ごとに宿泊費の基準額を上限として定めておりまして、1万3,000円は北海道に宿泊する場合の基準額となっております。

ただし、宿泊費につきましては、大型連休や地域でのイベントの実施などの事情によって高額になることもあることから、やむを得ず宿泊費が基準額を超える場合には、事情を確認した上で、事業実施に不可欠と認められる場合には基準額を超える支給についても検討することとしたいと考えております。

続いて、使用料・賃借料のうち、家賃についてです。

現在、家賃につきましては、新たに建物や部屋を借りるなど、事業を実施するのに必要な経費に限って助成対象としています。ただし、活動団体の事務所と事業実施に必要な建物、部屋などが区別できず、事業実施に必要な面積、期間などにより全体の家賃と切り分けられない場合は助成対象外としております。

活動団体からは、事業に使用する部分の家賃については助成対象経費として認めてほしいとの意見が寄せられております。

今後の助成の考え方についてですが、賃借料、家賃等については従来の取扱いから変更しません。事業に必要なスペースや期間が明確であり、事業の実施に不可欠であると判断できる場合に限って助成対象とする考え方を維持します。

そのため、今回の見直しにおいては、見直し案変更なしとしまして、引き続き、事業に必要な範囲が明確に区別できる場合は助成対象とします。

最後に、車両の使用料をご覧ください。

現在、車両の使用料については、事業の内容等を踏まえて個別に判断しております。

審査委員の方からは、送迎のために個人の自家用車などを使用する場合に使用料が高額となっているケースがあるとの指摘があり、妥当性に疑義があるとの意見が寄せられております。

また、会場の使用料については、現在、事業の内容等を踏まえて個別に判断しております、事業の報告のときには領収書とともに費用の内訳の分かる資料の添付を求めております。

関係者からの意見としまして、審査委員の方からは、個人が所有している建物を会場として使用する場合に、その使用料に疑義を感じるケースがあるとのご意見が寄せられております。

今後の助成の考え方ですが、使用料につきましては、事業の実施における必要性や数量、金額、使用頻度などを踏まえて総合的に判断をしていく方針です。

なお、使用料、手数料などの契約の相手先の範囲やその妥当性につきましては、次回検討す

る報償費や役務費の項目でも同様のご意見が寄せられていることから、この点については一緒に整理する必要があるため、次回の会議において検討することとしたいと考えております。

そのため、見直し案につきましては、次回の検討を踏まえて策定することとしたいと考えております。

以上で事務局の説明を終わります。

○倉知委員長 ただいまの説明に対して各委員からご質問やご意見をお伺いしたいと思います。

見直し検討項目の順番に聞いていきたいと思います。

まず、備品費・消耗品費の中の備品費についてご質問やご意見がありましたらお願ひします。

○妻倉委員 パソコンについては、今、結構普及しているので、基本的には助成の対象外としていいのかなと思いました。

また、プロジェクターやカメラについては、事業だけではなく、町内会などできちつと保管がされているのであれば柔軟性を持たせたほうがいいのかなと思います。一事業だけではなく、今後もそれを活用して町内会活動をしていくことが考えられるかなと思います。

○倉知委員長 保管場所は申請のときに書いておくのでしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 申請のときに備品購入に関する理由書を書かせているのだけれども、その中でどこで保管するかを明記していただくようにお願いしております。

○倉知委員長 今の意見に対して追加でご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○千田委員 確かにプロジェクターやカメラは団体が持ち合わせていないことも多い備品だと思うのですけれども、その後、別のものでも使うというのは、つまり経常的な活動にはならないですか。

○妻倉委員 あまり深く考えてていなかったのですけれども、そこが悩みどころで、皆さんのご意見を聞きたいなと思いました。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○繁富委員 私が申請をしたときは、パソコンもプロジェクターも自分で持っていましたし、カメラはスマホで十分に足りていました。これは団体を継続する中で絶対に必要になるものだから、経費として申請する必要はないのではないかなと思います。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○武岡委員 そもそもその話ですけれども、さぼーとほっと基金は、事業に対する助成だというところは崩さないで行くという理解でよろしいですか。

○事務局（西山市民自治推進課長） 基本的にはそうです。

ただ、先ほど、N P O 法人の会計のところで説明したとおり、事業に使うものとして助成するものが全て事業のみで使用し、団体のその他の活動や経常的な部分に使っては駄目なのかということを一つの例として示し、両方に共通してかかる経費もありますよということをご紹介させていただきました。

そこは割合かなと思うのですけれども、助成するものを必ずしも事業にしか使っては駄目というのもバランスとしてどうなのかなと思うのです。特に、パソコンについては、かなり厳格な考え方を用いながら、それでも必要だと判断されるのであれば助成対象にしてもいいのではないかという案を提示させていただいたということです。

ただ、パソコンについては、皆さんのがおっしゃられるとおり、団体が持っていたりしますし、普及率も高まっています。それで事足りるのであればいいのかなと思うのですけれども、パソコンを持っていない、台数が足りない、使う頻度が1回ではなく、パソコンがないとどうしても事業ができないなどの事情を判断した上で、レンタルとの比較をしながら、それでも経費的に購入に優位性がある場合については認める余地もあってもいいのではないかということで、こういう提案をさせていただきました。

○武岡委員 何でそのようなことをお聞きしたかというと、資料1－1の(4)の主な意見として、活動団体からは、家賃や人件費を助成対象経費にしてほしい、要するに、事業に対する助成だけではなく、もっと幅広く認めてほしいという意見があるからです。団体からしたらそういうだと思うのです。そのほうがありがたいから、こういう意見は上がってくると思うのですけ

れども、札幌市はあくまで事業に対する助成であるというスタンスは崩さないのか、最初に確認させていただきましたので、お聞きしました。

備品費についてです。

今、ほかの委員からもありましたけれども、パソコンは持っている方が多いですし、カメラを使うような事業とは何だろうと思ったのです。記録を取るのであればスマホで十分だと思しますし、一部の団体がカメラにこだわっているかのようなことを聞いていますけれども、私はカメラの必要性はよく分からぬなと思っています。

ある団体は、大型のスクリーン購入やパソコンの更新費用などを結構な頻度で申請してきますよね。申請書を見て、またかと思います。実際にはまだ使えたから、結局は購入しませんでしたということもあるみたいなのですけれども、その団体はパソコン更新費用を申請してくることがすごく多いのです。それがすごく気になっているのです。

もちろん、理由書などもついているのですけれども、理由書は自分たちに都合がいいことしか書きません。例えば、前回はいつ更新したかなどの重要な情報が載っていないので、前回はいつ更新したのですかと質問をするのですけれども、理由書をつけているからといって備品の必要性が認められるかといったら怪しいと私は思っていて、相見積りを取らせたりしたらいいのではないかと思います。

その団体の場合は、パソコン更新費用は絶対に必要らしいのです。会場でいろいろなものを流したり、あるいは、スクリーンに映し出したりするのに必要だというのは分かるのですけれども、あまりに更新が頻繁なので、疑義を感じるのです。そんなに頻繁に更新するのであれば、購入ではなくてレンタルでいいのではないかと思うので、レンタルする場合の費用と比べていただきたいです。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○妻倉委員 プロジェクターについてです。

NPOは微妙ですけれども、いろいろな活動をしているので、きちんとした法人格を持っている団体と町内会活動は分けたほうがいいかなと思います。市民活動ということで、地域の活性化を図るために一つの事業だけではないというところがあります。

ただ、今、武岡委員がおっしゃったところがどちらに当てはまるのかとなると微妙なのですけれども、助成に対しては法人格を持ったところと町内会活動などは分けて考えたほうがいいのかなと思います。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○土田委員 今、町内会活動の話が出ました。

私たちの使う会館にはプロジェクターなどはあるのです。ですから、ちゃんとした地域貢献をしてくれるところには無償で貸したりしています。パソコンに関しては、資料をつくって持ってくるものですから、さすがに貸してくれとは言われないのでけれども、プロジェクターやスクリーン、音響設備は町内会の会場で貸しています。ホテルでもどこでも大体は揃っているのです。だから、自分のところで持つていなければならないということではないと思うのです。

どうしても規格に合わない大きなスクリーンか何かが必要だというのであれば、レンタルか何かで使つたらいいと思いますし、恐らく、そういった団体は高額ではないとしても自分のところにあると思うのです。

パソコン、プロジェクター、カメラの三つだけを対象にするのは、従来の規定を変えることになるのかなと思いますので、先ほど言いましたように、町内会活動と両方をするのであれば、どちら側で購入するか、考えながらやってもらいたいし、大々的に事業を展開するNPOはもう少し別なところで設備を整えてくれればと思うのです。

どちら辺で線を引くかは非常に難しいと思います。

○倉知委員長 まず、この見直し案で行くかを決めないと話が進まないのです。

レンタルでの調達を原則としながらも、厳格に判断を行うという方向性でいいでしょうか。しかし、結局、審査委員が判断することになるのですよね。

例えば、パソコンの更新は、耐用年数より短くても更新が上がってきていましたか。パソコンだったら5年ぐらいが耐用年数だと思うのですけれども、どういう感じでしたか。

○武岡委員 私がこの審査委員を務めているここ数年の間で頻繁に目にしていますし、またかと思うぐらいなので、相当な頻度だと思うのです。

また、見直し案に「パソコンやプロジェクターなどの汎用性の高いデジタル機器については、レンタルでの調達を原則としながらも」とありますけれども、現在、レンタルが原則なのでしたか。それとも、今後、レンタルを原則とするという意味でここに書いてあるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） これまで、明確に基準を定めておりませんでしたので、ここで、レンタルを原則とします、ただ、必要性が認められるのであれば購入ができますよということを定めることになります。

○事務局（西山市民自治推進課長） レンタルは今回初めて書かせていただきました。

費用の部分について、1回使うのか、何十回も使うのか、使用する期間などを考える必要があると思うのです。一回きりであればレンタルでプロジェクターなどを借りて済むこともあると思うので、レンタルを基本としながらも、必要頻度や期間を総合的に判断したいと思って設けました。

また、先ほど武岡委員からお話があった更新頻度についてです。

今、理由書を提出していただいているのですけれども、その中身について、この方向性や見直し案とセットで、例えば、理由書の中に更新頻度を書けるよう、充実を図ることなども考えられるのかなと思います。この案の方向性が定まれば、様式等の見直しについてもセットで考えていく必要があるかなと考えているところです。

○倉知委員長 今の意見を基に、この見直し案で進む方向で行ってもいいですか。

この見直し案自体を直してよというご意見はありませんか。いろいろ判断しなければならないことはあると思うのですけれども、これでやりながら、また問題があつたら直していく感じで進めていく方向で構いませんか。

問題も上がってきたと思いますので、足りなかつたところは入れていただいて、まずはこれで進んでいくということでよろしいですか。上がってきたときにおかしいと思ったらそこで意見が出ると思うのです。

○武岡委員 レンタルを原則とすることを明確にすることはすごくいいことだと感じます。

ですから、これでいいのですけれども、パソコンやスクリーンで何十万円、何百万円を申請している団体もあるので、そういう場合には、言い値ではなく、相見積りを取ることが必要だと思うのです。

真に必要な場合にのみ認める、厳格に判断をするとあるので、相見積りを検討していただきたいと思います。

○事務局（西山市民自治推進課長） 必要性と金額という部分があると思います。ここについては必要性の部分を資料に書かせていただいている中で、金額の妥当性をどこまで厳格にするかは考える必要があると思うのですけれども、ご意見として承りたいと思います。

○倉知委員長 今、見積書は、5万円以上のときに1枚でもつけていればいい状態なのでしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 金額を確認するために少なくとも1枚はつけてくださいとしています。自分で書いたものではなく、第三者である販売店が出している見積書を添付するようにしてもらっています。

○倉知委員長 パソコンなど、10万円以上のもののときは複数枚がほしいですよね。

そこら辺も考えていただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に、飲食費に行きます。

飲食費についてご質問やご意見等がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

○妻倉委員 私は、審査のときに、お菓子代の定額というところで悩んでしまうのです。例えば、500円以内などの目安は要らないでしょうか。

○倉知委員長 どう思われますか。500円だと結構買えますよね。

○妻倉委員 それをしてしまうと、100円のものを考えていただけれども、500円までいいのだったら、500円までやってしまうかなとなる危惧はあります。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○千田委員 私もお菓子のところについてです。

これは、今、サロンでのお茶やお菓子はNGで、それは今後も対象外ということですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） サロンというのはどのようなものになりますか。

○千田委員 例えば、悩み事を持っている人たちが集まってコミュニケーションを取ったり、居場所をつくったりするものです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 子どもの居場所づくりについては既に認めているのです。今回、書いているものは、イベントに来る方への参加賞として渡すようなイメージのものを想定しております、団体の人が食べるようなお菓子は対象外の予定です。

○千田委員 参加者に対する景品として渡すお菓子代という表現だと、いろいろな解釈をしてしまう可能性があるのではないかなど感じました。イベントで商品として渡す景品のお菓子代なのだということが分かるようにしてほしいです。

例えば、サロンなどでやるミニゲームの景品でその場で食べるようなお菓子を渡すという使い方もできてしまうような表現の幅があるなと感じました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 認めていただいた見直し案については、最終的には募集要項などに落とし込むことになりますので、そのときに表現を工夫したいと思います。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○武岡委員 私も、定額といったとき、具体的に幾らなのかが気になりました。また、参加者に対する景品と書いてありますけれども、そういうことにしてお菓子を買って計上されるような気もします。そもそも、お菓子代は別に認めなくていいのではないかというのが私の考えです。定額なのだし、それは認める必要はないのではないかと思いました。

また、参加者の熱中症対策用の飲食代とあるのですけれども、これは、昨今は暑いので、認めるのはいいと思います。何度かこの委員会でもご紹介している子どもゆめ基金の経費を見ますと詳しく書いてありますし、熱中症対策としての飲料購入費として、例えば、経口補水液、スポーツドリンク、お茶、水、氷の5点に限ると具体的に書いてあるのです。

子どもゆめ基金を見ていると、前年までとの違いを赤文字や緑文字で示していて、毎年、いっぱい付け加わっているのです。これは、私が想像するに、いろいろなことがあって明確にしようということで毎年変わっているのだと思うのです。さらに、飲料の数まで決めていまして、日帰りの場合は1人当たり1日2本、宿泊の場合は1日3本と具体的に書いてあります。

ですから、後々、我々審査する側が困ってしまうと思うので、どこまで認めるべきなのか、できる限り具体的にしておくのがいいのではないかと思いました。

○倉知委員長 見直し案の項目については、皆さん、よろしいでしょうか。ただ、お菓子代の表現を工夫してもらう感じですか。

多分、今の段階で具体的にお水をどれぐらいなどはきっとできないと思うので、そこら辺は、最初のうちは審査の段階で総合的に判断しながら、徐々に必要となったら具体的にしていく感じの方向でよろしいですか。

○千田委員 子どもゆめ基金では、お菓子や飲食の部分はどう表記されているのですか。

○武岡委員 お菓子は認められていないと思います。

○倉知委員長 おもちゃみたいなものであればいいのでしたか。

○武岡委員 おもちゃは今でも参加費として計上している団体がありますよね。今、認めていますよね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 参加費として渡す景品として、食べ物以外ならいいですよとしています。例えば、文房具などは今でも景品として渡しています。

団体から、特に子どもを呼ぶようなイベントだと、文房具よりはちょっとした駄菓子のほうがいいなという声もありまして、今回、ご提案をさせていただいたところです。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○繁富委員 お菓子についてです。例えば、50人分を用意したけれども、実際に配ったのが10人分で、残りの40個を次のサロンで使う、つまり、この事業ではないところに使い回してしまうという懸念はないですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それはお菓子に限らないと思います。文房具などでも、

予定数を買ったけれども、使わなかつたのでということは起きていることかなと思います。

今年から申請書に単価と数量を書くようにしてもらっていますので、その数量がこれまでの実績の参加の人数と比べて過剰ではないのかを見ていただきながら判断していくことになるかなと思っています。

○倉知委員長 余ったら、その金額は助成から引かれるということですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 現在は、購入した額で見てています。50個を買った領収書は、実際に団体が支出をしているので、助成対象経費として認めています。その中で、50個を買ったうち、何個を配ったかまでは確認が取れないものですから、実際の購入金額で支出をしています。

○千田委員 申込みを事前にしてもらう類いの事業だったらいいですけれども、当日、開いてみて来た人数でということだとどうしてもそうなりますよね。

○倉知委員長 これは、見直し案に入れておいてもいいですか。今の段階でこれは認めるべきではないと思われますか。

○千田委員 私は、今、武岡委員のお話を聞いて、性善説で考えれば、子どもたちが喜ぶだろうし、配れたらという気持ちもありますが、これを開放することによるリスクもかなり大きいなと思いました。

ですから、まずは熱中症対策の飲食代などを一度付け加えて、その運用の様子を見て段階的にということでもいいのではないかなと思います。

○倉知委員長 見直し案からお菓子代だけを外すことも可能なのですか。

意見を伺ったところ、皆さん、微妙な反応なので、まずは飲み物だけにして、お菓子はまだ様子を見たほうがよさそうだということでまとめていいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 では、こちらの意見としては、お菓子は除くということでお願いします。

次に、旅費の交通費（高速道路料金）についてご質問やご意見等がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

○千田委員 質問です。

主に市内の活動が中心だと思うのですけれども、高速道路料金の申請はかなり上がってきていましたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事業にもよるのですけれども、申請が上がってくるものもあります。

○千田委員 高速を使えば2時間で済むところが4時間かかるというときに、代わりに人件費がかかることもありますし、必要な高速道路料金は対象としてもいいと思うのですけれども、事務局が疑義を感じるような内容だったということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 本当に高速道路でないと駄目なのかは線引きが難しいところがありますので、今回のご提案としては、下見までは対象外とし、当日は対象にしますよとして線引きをしました。また、おっしゃったとおり、札幌市内の事業がメインですので、高速道路が必要になる場合は、例えば、講師がいらっしゃるような場合が想定されるのかなと考えています。

○倉知委員長 これは、追加でコメントを入れる感じになるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 高速道路の料金について説明しているところに、こういった場合が対象になりますよという具体的な例を付記するイメージです。

団体側に事務局としてはこういったものを対象としますよということをお知らせしていきます。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○武岡委員 そもそもは公共交通機関が原則なのですよね。でも、割と自家用車を使っている方が多いなと思うのですけれども、何で自家用車が必要だったか、理由書を出させる仕組みはありましたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まだないです。

公共交通機関を原則としますというのも令和6年度から明示したルールでして、今、走り始

めたところでまだ結果が見えていません。

○武岡委員 車を持っていれば、地下鉄やバスを使うより車を使いたくなる気持ちは分かるのですけれども、割と気軽に自家用車で申請してくるので、自家用車でなくては駄目というふうをちゃんと示していただきたいなという思いがあります。

というのは、自家用車を使うということもそうですけれども、やたらと駐車場料金の領収書を出してくる団体もあります。

令和6年度からというのは認識していませんでしたけれども、あくまで公共交通機関が原則だというのは、この際、もう一度明示していただき、自家用車を使うのであればその理由を書いていただきたいなと思います。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

では、交通費についてはこれでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 次に、宿泊費についてご質問やご意見等はございませんか。

○武岡委員 イベントは1日だけなのに3日分のホテル代が申請されてきたりすることがあると思うのです。

前泊は、イベントが朝からだったら必要かもしれないですけれども、終わった後、あれだけ新千歳空港からいっぱい飛行機が飛んでいるのだから、帰れるでしょうと思うわけです。その人はたしか本州のほうから来ていたのです。そういうものも審査のときに質問が可能であればしていますけれども、備品費のようにあらかじめちゃんと理由を述べていただく仕組みが欲しいなと思います。

また、1泊1万3,000円が札幌市の基準ということだったのですけれども、高いなと思いました。

○倉知委員長 今、結構上がっているから、そうとも言えないのですよ。

○武岡委員 子どもゆめ基金は1万円です。

○倉知委員長 それは、絶対に追いつかなくなっていますよ。今、ホテル代は高いです。

先ほどおっしゃった宿泊費は、今は特に書かれていないですけれども、要綱に事業を行う期間の前泊のみ、こういう場合のみということを書くこともできるのですか。そうでないと、終わってから居座ったものまで入れてきてしまう団体もいるのです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今おっしゃったように、前泊のみとするのか、もしくは、イベントが深夜まで及ぶのであれば、新千歳から飛んでも向こうで帰れなければ意味がないので、そういう事情を説明できる場合に限ることを付記することはできると思います。

○倉知委員長 そういうものは入れたほうがいいですよね。

宿泊費について上限を設けるのもそうなのですけれども、金額は、今、札幌市の基準で1万3,000円になっているのですよね。

相場がどうなのか、分からないので、これでは高いようだったら下げればいいし、安いようだったら上げるという感じで考えていくということで、まずはこれで進む方向でよろしいですか。

ほかに追加で見直し案に入れてほしいものがあればご意見をください。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 次に、使用料・賃借料の家賃についてです。

見直し案では変更なしなので、まずは従来どおり行くという感じのようです。

何かご意見がある方がいらっしゃいましたらお願ひします。

まだ時間があるので、車両の使用料や会場使用料についても、次回の参考にご意見があれば言っていただいても構いません。三つをひっくり返して何かご意見やご質問等がある方がいらっしゃいましたらお願ひします。

○妻倉委員 宿泊費は、素泊まりなのですね。個人的には朝ご飯をつけてほしいなと思いました。朝帰るのに晩ご飯や昼ご飯は要らないですけれども、1泊したら朝食だけは欲しいなと思ったのですが、どうなのですか。

○倉知委員長 札幌市は出張のときは朝食がつくのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） つきます。こちらをなぜ素泊まりとしているかといいま

すと、事業費で飲食費全般を対象外としていることの整合性を持たせるためです。食事は個人が必要となるものなので、個人で負担していただくように考えております。

○妻倉委員 実は、そこも引っかかったのです。1日がかりでもお弁当は駄目なのだと思ったのです。例えば、3,000円や5,000円の弁当をというのは別ですけれども、講師の弁当も対象外ですよね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 現状は対象外で、今回、初めて講師のお水だけが認められるようになります。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○土田委員 家賃については判断が非常に難しいです。どこからどこまでとなると判断が難しいとするならば、従来どおりでいいのではないかなど私は思うのです。ほかの人がどう思うかは分からぬのですけれども、本当に判断が難しいと思います。

事務所なのか、常時使っているのか、自分たちが使うところの家賃の代替をしてもらっているのかは判断がつかないですよね。ですから、変更なしに私は賛成です。

○倉知委員長 ほかにございませんか。

○武岡委員 家賃は変更なしで認めないということで結構かと思います。

何度も引き合いに出して恐縮ですけれども、子どもゆめ基金には、助成が決定した団体が見る助成の手引みたいなものがあって、全部で94ページあるのです。

それを見ると、最初に助成を受ける心構えが4ページにわたってばんとあるのです。これは今年度版です。適正な会計処理を徹底しましょう、こういう不正受給は詐欺罪に当たりますということを赤文字でばんと書いて、こういうことをすると助成金を返還してもらいますよということが書かれているのです。国の独立行政法人がやっている事業で、最初にこういうものがばんと出ているということは、推測ですけれども、多分、そういう事例が多いからなのだろうなと思います。

公金を使っているのだから、公平性と透明性を確保して説明責任を果たす責任がありますよということをさばーとほっと基金でもどこかにはっきりと書いておく必要があるのではないかと思いました。

○倉知委員長 活動団体は、募集要項で募集する以外に、この科目はこういうところに気をつけてね、ちゃんと報告してねといった注意点を確認したり伝えたりする機会はあるのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 募集については募集要項ですけれども、団体の登録の手引や助成を受ける心構えはホームページや別の冊子にまとめて、こういったものを見てくださいねとご案内しています。

○倉知委員長 繼続的に募集しているような団体は、毎度のことをこなす作業で申請していく感じで、特に何かを注意する感じではなくなってくるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 団体に決定しましたというお知らせを送るときにも注意事項を送っていて、それをご覧になっているはずです。

○倉知委員長 例えば、変更事項などがあったら団体はどう知るのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 変更事項については、募集要項に載せているのと併せて、前期募集が始まる前のタイミングの12月から1月に説明会を開催しています、そこでこういった変更がありましたよということを団体向けに説明しています。

○倉知委員長 説明会は、募集する団体は全員必ず参加しなければならないのですか、それとも、参加したい団体が参加するのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こういった説明会がありますので、応募を考えている方は参加してくださいとお知らせしていますが、参加しなかつたら応募できないということにはしていませんので、なるべく来てくださいというご案内にとどまっています。

○倉知委員長 結局、どれぐらいの団体が参加されるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 感覚ですが、8割ぐらいは来ていらっしゃるかなと思います。制度が変わると、どう変わったのかを知りたがるので、結構積極的に聞きにいらっしゃいます。

○倉知委員長 審査委員が毎回気になるところがあるような団体でも、結果として改まっては

いないけれども、そういうものに出席はしてくれているということですね。

○事務局（奥木市民自治推進室長）　武岡委員のおっしゃるとおり、そういう注意は固定的ではなく適したものにしていく必要があると思っておりますので、努力をしてまいりたいと思います。

○倉知委員長　ほかにございませんか。

○千田委員　基金自体の審査をする上ですごく悩ましく感じているところがあります。

　まず、私の認識としては、事業への助成ですので、通常活動が行われている団体が経常的に行っている活動とは別に、大きな事業をイレギュラーに行うので、申請をしてくるという前提の下で審査を行っています。

　しかし、この申請は経常活動そのものではないだろうかと思われるような内容がすごく多いのです。この助成を受けられなかつたら、この団体は活動できなくなってしまうのではないか、ほかにやっていることがないではないかという団体もいらっしゃいます。全体を通じて、経常活動なのか、事業なのか、申請する側、審査する側の共通認識として事業とは何なのだろうというところがそろっていない感じがするのです。

　募集要項の2ページに事業とはこういうものを指すということが明文化されています。経常活動ではないということを明文化するのは難しいところではあると思うのですけれども、前提の認識を合わせるような文章化が心構えと併せて必要なのではないかと感じました。

○事務局（下宮市民活動促進係長）　経常活動については、あくまでも事業助成ですので、団体の運営に係る活動については対象外になりますが、例えば、子ども食堂など、通年でやっているものある一定の期間を取り出して子ども食堂の事業ですということは事務局としては問題はないのかなと考えています。経常的な活動イコール経常事業ではなく、常にやっている事業としての活動であれば、その部分のどこかを抜き出して持ってくることも可能なのかなと考えています。

　今日はご用意していないのですけれども、申請のときにはQ&Aもご用意していまして、新しいものでなければなりませんとはしていません。

○千田委員　資料1-1の右下の参考のNPO法人の会計の管理費を団体が自前で用意していれば、1年間の全ての活動計算書を見たときに事業費が全てさぼ一とほつと基金の助成によるものであって、この活動しかしていないとしても、それは事業だという認識ですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長）　実際には期間が決まっているので、その期間の分にしかならないと思うのですけれども、あくまでも事業費に相当するものであれば助成対象としても問題ないのかなと考えています。

○千田委員　そうなってくると、今度は備品費の考え方方がまた難しくなってくるなと思います。すぐ答えが出るところではないので、皆さんで議論しながらになると思うのですけれども、個人的にこのような迷いや悩みを持ちながら審査を行っていますということの共有でした。

○倉知委員長　ほかにございませんか。

○土田委員　私たちも、審査するときに非常に困るというか、何か履き違えているのではないかという事業がたくさんあるのです。

　先ほど武岡委員が言いましたように、あくまでも助成金であって公金だということを意外と考えていない団体が多いなと思うのです。出してみて予算がついたら、自分たちが運営するのが非常に楽になるからやっているように見えるところがあるのです。

　そうした助成金であってはならないと思いますし、最初に出たものと決算のときに出してきたものがあまりに違うのであれば、場合によっては返金ということだってあり得ると思うのです。最初はこういうふうに思ったけれども、使わなかったからお返ししますということもあつていいと思うのです。

　審査するときに意外とそういうところが見えるなというのが実態です。

○倉知委員長　ほかにございませんか。

　（「なし」と発言する者あり）

3. 連絡事項

○倉知委員長 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 次回につきましては、先ほど1枚目のスケジュールでご説明したとおり、残っている報償費、役務費、人件費、また、今回は次回の検討とさせていただいた契約の相手先の範囲や妥当性の部分についても議題としたいと考えております。

日程については改めて調整をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○武岡委員 次回の委員会の前に資料をいただくことはできませんか。当日見るよりはあらかじめいただきたいです。

○事務局（西山市民自治推進課長） そういうご要望があるのであれば、できる限り事前にお送りさせていただきたいと思います。

○倉知委員長 お願いします。

4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして札幌市市民まちづくり活動促進テーブル令和7年度第2回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上